

(公印省略)
財第1156号
平成29年8月1日

各関連公社等の長様

兵庫県企画県民部長

兵庫県及び関連公社等資金運用指針に基づく通知

兵庫県及び関連公社等資金運用指針(平成25年3月21日策定)第2章の第2の該当各項において、県が別途通知するとしている事項について、下記のとおり通知します。

なお、これに伴い、平成25年4月2日付財第1004号通知は廃止します。

記

【1の(1)の②及び(2)の②関係】

- ・金融機関の名称 三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、みなと銀行、みずほ銀行、但馬銀行、信金中央金庫、池田泉州銀行、兵庫県信用農業協同組合連合会、新生銀行、あおぞら銀行
- ・選定理由 兵庫県債引受団(銀行団)メンバーであるため

【1の(3)の③、(10)の②、(11)の③及び(12)の②関係】

- ・格付の水準 A格以上
なお、複数の格付機関からの格付を取得している場合は、以下の手順により判断する。
i)最も多くの格付機関が格付している水準により判断する。
ii)それでも判断がつかない場合は、最も低い格付水準により判断する。
- ・設定理由 近年のデフォルト率と市場金利の動向を比較考慮した結果による

【1の(10)の③及び(12)の③関係】

- ・残存期間の範囲

格付	残存期間
AA格以上	10年以内
A格	〃
- ・設定理由 近年のデフォルト率と市場金利の動向を比較考慮した結果による

【2の(2)の②関係】

- ・保有できる割合

残存期間	割合
6年以内	50%
6年超10年以内	30%
- ・設定理由 近年のデフォルト率と市場金利の動向を比較考慮した結果による

【5の(1)関係】

- ・保有できる割合

残存期間	割合
10年以内	100%
10年超20年以内	〃
20年超30年以内	50%(ただし国債・地方債に限る)
- ・設定理由 市場金利の動向とポートフォリオの硬直化防止を比較考慮した結果による